

### 第6期介護保険事業計画の策定

町では、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画を策定するにあたり、現在までの高齢者や要介護認定者の状況、介護給付費の分析などを行い、今後の介護サービス利用等の意向調査を実施し、施設整備の予定なども踏まえて今後3年間の給付費の推計を行いました。

特に今回の計画では、団塊の世代の皆さんがすべて後期高齢者(75歳以上)となる、平成37年度を見据え、介護を社会全体で支えるという制度の基本理念のもと、介護予防事業や認知症予防事業の充実、地域包括ケアシステムの構築などを進めることとしています。

介護保険料の算定にあつては、介護給付費の伸びが大きくなる中、急激な保険料負担の緩和のために、保険料所得段階を8段階から10段階に多段階化するとともに、介護給付費準備基金から4,000万円を取り崩し、負担の軽減を図りました。

### 平成27年度の介護保険制度改正

#### ●費用等に関する主な変更点

平成27年4月から

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所要件が原則要介護3以上となります。

平成27年8月から

- ・65歳以上で所得の低い方の保険料が公費負担により軽減されます。
- ・介護保険のサービスを利用するときの自己負担割合が、一定所得以上の方は2割負担になります。
- ・所得の低い方の食費居住費の負担軽減の要件に預貯金等、配偶者の所得が追加となります。
- ・高額介護サービス費の上限が引き上げとなります。

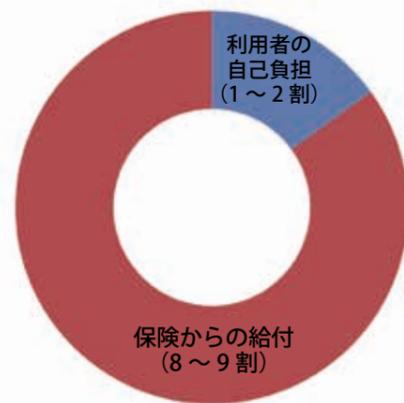
#### ●サービスに関する主な変更点

平成27年度中

- ・介護予防サービスのうち、訪問介護、通所介護が「新しい総合事業」へ移行します。

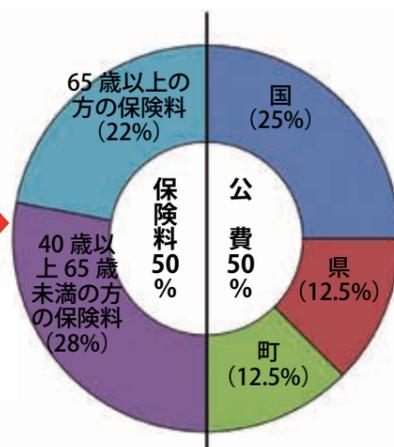
### 介護保険制度の負担の仕組み

#### 給付費の内訳



介護保険制度は、被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者とその家族を支えるしくみですが、介護給付費のうち、所得に応じて1割から2割を利用者が負担し、残りの8割から9割を保険から給付します。

#### 給付費負担割合



保険から給付する費用の財源は、公費と保険料でまかいますが、65歳以上の方の保険料はその財源の22%となります。

介護保険は、介護を必要とする方々が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活ができるように、社会全体で介護を支えるためにつくられた制度です。

◆問い合わせ 保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

# 65歳以上の方の 介護保険料が変わります

～平成27年度から平成29年度までに必要な介護給付費をまかなうため、

65歳以上の方の介護保険料を見直しました。～

介護保険料は、制度を持続的に運営するため3年ごとに見直すこととなっています。

保険料は、今後3年間(平成27年度から平成29年度)の要介護認定者の状況や介護サービスの利用

意向、施設整備の動向などを見込み算定しました。今回の見直しにより、基準額となる第5段階の年

額は66,500円(H24～26は58,000円、14.7%増)となりました。

### 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料(平成27年度から平成29年度)

所得段階	負担割合	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	0.45 (0.5)	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	29,900円 (33,200円)
第2段階	0.70	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	46,500円
第3段階	0.70	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	46,500円
第4段階	0.85	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	56,500円
(基準額) 第5段階	1.00	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	66,500円
第6段階	1.20	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	79,800円
第7段階	1.30	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	86,400円
第8段階	1.50	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	99,700円
第9段階	1.70	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	113,000円
第10段階	2.00	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	133,000円

第1段階の( )は軽減前の割合を記載しています。

※低所得の方の、負担軽減策として、第1段階は平成27年から、第2・3段階は平成29年から公費負担(国が1/2、県が1/4、町が1/4)により、保険料が軽減される予定となっています。

### 介護給付費 などの推移 見込み

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	介護認定者数	介護給付費 (保険からの給付)
平成24年度	3,139人	557人	8億5,300万円
平成25年度	3,191人	575人	9億1,100万円
平成26年度	3,313人	608人	10億100万円
平成27年度	3,385人	626人	10億3,100万円
平成28年度	3,453人	647人	10億8,300万円
平成29年度	3,513人	682人	12億1,000万円
			3年間の合計 27億6,600万円
			3年間の合計 33億2,400万円

※平成24年度・平成25年度まで実績、平成26年度以降は見込み。